



消費生活 トラブル情報

自宅の売却トラブル



相談事例

不動産業者から築40年の自宅を売ってほしいと勧誘の電話があったが一度断った。後日、訪問があり、しつこく「話だけでも」と言うので営業の担当者をつい自宅に上げてしまった。

契約を前提に話が勝手に進み内容を理解できないまま署名・押印したのが契約書だったようだ。その場で手付金を渡されたが契約内容に納得できない。



アドバイス

- ✓ 自宅を不動産業者に売却する契約の場合、クーリング・オフ制度がない！
- ✓ 契約してしまった場合、解除するには、手付金の倍額を支払ういわゆる“手付倍返し”や違約金の支払いが必要になる！
- ✓ 契約内容に納得できないときは絶対に署名・押印してはいけない！
- ✓ 断っているのに何度も繰り返して勧誘することは法律で禁止されている！



困ったときの消費者ホットライン「188番」ご案内の流れ

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

〒(郵便番号)が 分かる ① → 〒〇〇〇-〇〇〇〇(7桁)を入力
分からない ② → 地域を選択(固定電話の場合のみ)
音声案内に従って番号を入力(お住まいの地域を確認するための音声案内が流れます)

お住いの地域の相談窓口
または
山口県消費生活センター等

トラブル情報
Q&A

どうして不動産業者が不動産の所有者の情報を知っているの？

Q. 知らない業者から突然所有する不動産を売ってほしいと連絡が来た。どこから情報が漏れたのだろうか？

A. “不動産登記”の内容から所有者を特定できます。

登記簿の内容は誰でも確認することができるので、事業者はその内容をもとに勧誘を行うことがあります。

令和6年度「消費者啓発の標語」入選作品のご紹介



〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県消費生活センター
☎083-924-0999 (相談)
☎083-924-2421 (消費者教育)

相談受付時間

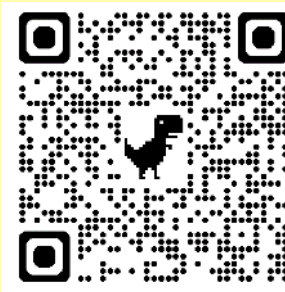
[月～金] 8:30～17:00

※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

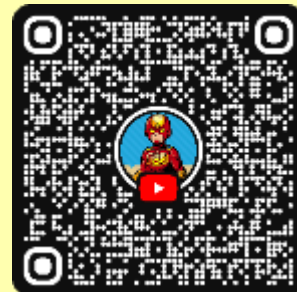
SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube